

# はじめに

中部地方環境事務所は、地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策、自然環境保全等、今日の環境行政において国として軸足を地域に置いた施策の展開が求められていることを背景として、中部7県（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県及び三重県※）を管轄する環境省の地方支分部局として平成17年10月に設置されました。

（※）国立公園及び国指定鳥獣保護区に関する管轄区域の特例として、新潟県及び群馬県の一部が含まれます。

環境省の出先機関として求められる役割として、これまで地域の様々な主体との連携・協働の下に、国としての責任を果たすべき課題に対する地域の実情に応じた機動的できめ細かな施策の展開、地域でのパートナーシップ形成を通じた地域環境力の活性化と支援の推進、地域での環境保全活動の推進や環境省本省の政策立案を支える地域の環境データバンクづくり等に努めてまいりました。

この業務概況は、このように中部地方環境事務所が発足以来環境行政の各分野において進めてきた取組をできるだけ具体的なデータを用いて整理するとともに、平成21年度において実施を計画している施策を紹介するものです。

発足後4年目を迎えました中部地方環境事務所の活動について、より理解を深めていただければ幸いです。

